

蒲郡北地区個別計画に基づく基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 蒲郡北地区個別計画に基づく基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、蒲郡北地区個別計画に基づく基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会の委員は9名以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命したもので組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 特別支援学校関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、当該委員の委嘱又は任命の日から基本計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、市長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第4条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関する事項
- (2) その他必要と認められる事項

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 策定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、策定委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局会)

第6条 策定委員会の所掌事項に係る内容の調査、研究及び策定委員会の庶務を処理するため、策定委員会に事務局会を置く。

- 2 事務局会に、事務局長を置き、教育政策課長をもって充てる。
- 3 事務局長は、会務を総理する。
- 4 事務局会は、別表に掲げる課及び学校の長並びに当該長の推薦する職員をもって組織する。
- 5 事務局会の庶務は、教育政策課において処理する。
- 6 事務局長は、必要と認めるときは、事務局会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月18日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、基本計画策定の日限り、その効力を失う。

別表（第6条関係）（事務局会）

資産マネジメント課
子育て支援課
福祉課
建築住宅課
教育政策課
学校教育課
生涯学習課
蒲郡市立蒲郡北部小学校
蒲郡市立蒲郡西部小学校